失効後3年経過したご契約の解約返還金 自動支払いの取扱い開始について

第一生命保険相互会社(社長 斎藤 勝利)では、平成19年12月より、ご契約の失効(1)後、解約返還金のお受取のご案内(受取勧奨)を行ったものの、お手続きいただいていないご契約のうち、保険契約の復活をすることができなくなったご契約で(2)失効から3年を経過したものについて、解約返還金の自動支払いの取扱いを開始します。これは、現行の受取勧奨の枠組みを超えたもので、お客さまからのご請求がなくとも、口座送金や振替払出証書(旧郵便振替払出証書)等により解約返還金を返金するというものです。

また、今後とも当社では、ホームページ等で受付窓口の告知を行うなど取組みの強化を図り、お客さまサービスのさらなる向上を目指してまいります。

- 1)保険料の払込猶予期間を経過し、保険料の自動貸付ができない場合には、保険契約は猶予期間満了日の 翌日から効力を失います。
- (2)平成13年度以降に失効したご契約に遡って対応いたします。

1.解約返還金の受取勧奨の取組みについて

当社では、保険契約が失効となった場合、所定の時期に最大3回ご案内通知を送り、「保険契約失効の事実の通知」「保険契約の復活勧奨」及び「解約返還金の受取勧奨」を行っています。

「ご継続のおすすめ」の発信

保険契約失効月に、失効契約全件を対象として「ご継続のおすすめ」を発信し、保険契約失効の 事実を通知し保険契約の復活勧奨を行っています。

「お払戻し金のご案内」の発信

保険契約失効月の3か月後に、解約返還金額を明示した「お払戻し金のご案内」を発信し、解約返還金の受取勧奨及び保険契約の復活勧奨を行っています。(解約返還金があるご契約が対象です)

「お払戻し金のご案内」の発信

保険契約失効月の2年3か月後に、解約返還金額を明示した「お払戻し金のご案内」を発信し、 解約返還金の受取勧奨を行っています。(一定以上の解約返還金があるご契約が対象です)

2.お手続きの簡素化への取組みについて

当社では、平成14年度から、生命保険契約のお手続き全般に係る事務構造改革を推進し、 お手続きの簡素化を図ってまいりました。最近の主な取組み事例は以下の通りです。

平成18年	<お手続き全般に関わる改定>
9月	・ 各種保全事務手続きにおいて、保険証券の提出を省略のうえ認印でのお手続き
	開始
	・ 各種お手続書類のバーコード読み取りによる事務の簡便化
平成19年	<お手続き全般に関わる改定>
1月	・ 各種お手続書類の郵送による受付取扱の開始
平成19年	<失効契約に関わるご案内・お手続きに関わる改定>
4月	・ 失効月から2年3か月経過後のご案内通知に解約請求書と返信用封筒を封入
	平成13年度以降の失効契約について順次ご案内を発信

以上

失効契約についての「さらなる取組みの強化」

現在の取扱い

失効月

失効のお知らせ 復活のお勧め

- ○失効月にハガキ形式でお知らせ 〈記載事項〉
- 失効の事実通知
- ・復活のご案内とお手続き方法
- •お問い合わせ先のご案内



失効月+3か月後

復活のお勧め 解約のご案内

- ○失効月の3か月後にハガキ形式でお知らせ <記載事項>
- ・解約金額のお知らせ
- ・解約手続きのご案内
- ・復活のご案内とお手続き方法
- ・お問い合わせ先 のご案内



失効月+2年3か月後

解約のご案内

- ○失効月の2年3か月後に封書形式でお知らせ <記載事項>
- ・解約金額のお知らせ
- ・解約手続きのご案内
- •復活のご案内
- ・お問い合わせ先のご案内
- ・解約請求書と 返信用封筒を同封



これまでの改善策~手続きの簡素化

保全のお手続きで保険証券の提出を省略のうえ 認印でのお手続き開始(平成18年9月)

お手続き書類の郵送による取扱を実施(平成19年1月)

失効月から2年3か月経過後の通知に解約請求書 と返信用封筒を封入(平成19年4月)

平成13年度以降の失効契約について、順次 解約返還金の受取勧奨を実施(平成19年4月)

新たな枠組みの構築

復活可能期間を経過した契約で、失効後3年を 経過したものについて解約返還金自動支払い

ホームページなどによる 受付窓口の告知